

記入例

※印鑑証明書と同一の印鑑を押印ください。

捨印

この通知書を作成された場合には、必ず控えをとり、譲渡人と譲受人の双方で保管するようにしてください。

過誤納金還付請求権譲渡通知書 (自動車税種別割用)

〇〇年〇〇月〇〇日

愛媛県 中予 地方局長 様

納税通知書で確認

※別の地方局や税務課へ送付した場合、転送が間に合わず、譲渡人へ還付される場合があります。

譲渡人 (納税義務者)

住所 愛媛県松山市一番町4-4-2

(所在地)

氏名 愛媛 太郎

(名称及び代表者氏名)

(法人の場合は代表者印)

連絡先電話番号 089 (912) 〇〇〇〇

押印が必要です。

※印鑑証明書と同一の印鑑を押印ください。

私が
したの

納税通知書で確認

※相続人が譲渡人の場合は、遺産分割協議書 (写し可) を添付してください。

権は、〇〇年〇〇月〇〇日に次の者へ譲渡

記

譲渡日は必ず記入してください。※未記入の場合、受理できません。

税目	自動車税種別割			過誤納金発生事由	抹消・減免・重複納税 その他 () ※平成18年度より県外管出時は還付 になりません。							
年度	6 年度			(いずれかを〇で囲む)								
登録番号	愛媛	3	0	0	エ	1	2	3	4	過誤納金発生 原因日	〇〇年〇〇月〇〇日	
※ 過誤納金額 (記入しないで下さい。)	円			備考								
譲受人住所 (〒790-8502) 愛媛県松山市北持田町132												
譲受人氏名 株式会社 愛媛												
連絡先電話番号 089 (909) 〇〇〇〇												
口座振替 (口座振替を希望する 場合のみ記入)	〇 〇			銀行 信用金庫 農業協同組合			〇 〇			支店 支所 出張所		1 普通 2 当座 3 納税準備
	口座番号	1	1	1	1	1	1	1	1	口座名義人 (かた) (譲受人と同一)	カ) エヒメ	

(注意事項)

- 過誤納金が発生する原因が生じた日 (廃車日、重複納税した日など) の属する月の翌月10日までに提出してください。ただし、月初め (6日頃まで) に重複納税した場合は当月10日までに提出してください。それ以降の提出分は譲渡人に還付されることがあります。
- 債権の譲受人に県税の滞納がある場合には当該未納の徴収金に充当されることがあります。
- この通知書は、**定置場所管の地方局税務 (管理) 課へ提出してください。**
- ※欄の過誤納金額については地方局税務 (管理) 課で記入します。
- 本人が窓口に出す場合以外は、**譲渡人欄に実印を押印し、その印鑑証明書 (コピー不可) を添付**して下さい。なお、印鑑証明書は譲渡した日から遡って6ヶ月以内に発行されたものとして下さい。
- 現住所と課税住所が異なる場合**は、移転を証明する**住民票 (個人番号 (マイナンバー) の記載のないもの) 又は戸籍の附票**、さらに、**愛媛ナンバー不明の場合は車検証の写し**を添付してください。